

各関係団体の長 様

北海道保健福祉部長

「地域医療介護総合確保基金」(介護分)を充てて実施する事業について(依頼)

このことについて、平成27年1月14日に平成27年度政府予算案の閣議決定がされ、別添写しのとおり平成27年1月16日付け事務連絡で厚生労働省老健局高齢者支援課・振興課から調査の依頼があったところです。

つきましては、国に毎年度協議するに当たって、貴団体の事業提案を把握したいため、提出期限まで時間のない中、誠に申し訳ございませんが、事業提案がある場合は、次のとおり提出していただきますようお願いいたします。

記

1 提出書類

別紙様式「平成27年度介護従事者の確保に関する事業提案書」

2 提出先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部福祉局福祉援護課あて

3 提出方法

郵送で提出願います。なお、郵送以外で提出する場合は、E-mail又はFAXで提出願います。

E-mail : hofuku.fukushil@pref.hokkaido.lg.jp、FAX : 011-232-4070 に提出願います。

3 提出期限

平成27年2月13日(金)

4 留意事項

(1) 『医療介護総合確保促進法に基づく「平成27年度北海道計画(介護分)」の策定方針(案)』に御留意願います。

(2) 介護施設等の整備については、国から示された整備事業のみが対象で、かつ、別途市町村に介護施設等の整備に関する事業見込量を調査していることから、今回は事業提案の募集をいたしませんので、あらかじめ御承知おき願います。

(3) 介護従事者の確保については、「地域医療介護総合確保基金 介護人材確保対策事業メニュー表」の18の小項目事業が対象ですので、小項目以外の事業提案は募集をいたしませんので、あらかじめ御承知おき願います。

なお、事業提案に当たっては、別記「道における介護人材確保対策事業メニュー表(案)」に道が平成26年度に実施中及び平成27年度に実施を検討している事業を掲載しましたので、同内容、同趣旨の事業については、重ねて提案される必要はありませんので、申し添えます。

5 参考

「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」(平成26年厚生労働省告示第354号)の第3の一の2及び「地域医療介護総合確保基金の平成27年度予算案等について」(平成27年1月14日付け事務連絡)

介護施設等の整備：福祉局高齢者保健福祉課高齢者計画推進グループ

担 当：杉山

TEL：011-231-4111(代) 内線：25-664

介護従事者の確保：福祉局福祉援護課福祉基盤グループ

担 当：岸本

TEL：011-231-4111(代) 内線：25-619

医療介護総合確保促進法に基づく 「平成27年度北海道計画(介護分)」の策定方針(案)

- 国の定めた「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」を踏まえた上で、「第6期介護保険事業支援計画」を一層、加速・推進するための事業に優先的に取り組む。

- 取組の優先順位については、
 - ① 介護施設等の整備については、病床の機能の分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応しつつ、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制を整備する事業に取り組む
 - ② また、介護従事者の確保については、質の高い介護従事者の継続的な確保及び定着を進めていくため、将来に向けた介護従事者の需給状況を把握した上で、介護事業者、医療・教育・労働分野等の関係機関と緊密な連携を図りつつ、多様な人材の参入促進、介護従事者の資質の向上及び労働環境の改善等を図る事業に取り組む

- ことを基本としつつ、事業の所要額や必要性、後年度負担の有無、関係職種間のバランスなどを踏まえながら決定する。

- 事業者負担については、施設設備整備事業等、特定の事業者の資産形成につながる事業について、基本的に事業者負担を設定する。

- 基金を活用する事業については、最長でも3年間とし、実施状況にかかる評価を行った上で、必要に応じて再継続することができるものとする。

- 継続事業等で、計画策定前であっても実施する必要があると認められる場合については、実施に支障がないよう必要な措置を講じる。

平成27年度介護従事者の確保に関する事業提案書

(事業名) _____

団体名等: _____

| | |
|---------------------------------|---------|
| 1 対象事業の区分 (No.1~18) | 2 事業の期間 |
| | |
| 3 事業の概要 | |
| (計画額 千円) | |
| | |
| 4 事業の必要性 | |
| | |
| 5 事業の効率性 (事業に係る積算資料を別途添付してください) | |
| | |
| 6 事業の有効性 | |
| | |
| 7 事業の公正性 | |
| | |
| 8 事業の優先性 | |
| | |

- 本様式は、北海道が地域医療介護総合確保基金を活用し実施する介護従事者の人材確保に関する事業の具体的な実施内容等のアイデアを募集するものであること。
- 対象事業区分は、別添「地域医療介護総合確保基金 介護人材確保対策事業メニュー表」の小項目のNo.を記入すること。
- 定量的かつ具体的に、それぞれの項目のポイントを記載すること。
- 事業ごとに記載すること。

地域医療介護総合確保基金 介護人材確保対策事業メニュー表

| 大項目 | 中項目 | No. | 小項目 | 事業内容(例) | |
|------|---------------|--------------|----------------------------------|---|---|
| 基本整備 | 基盤整備 | 1 | 介護人材確保対策連携強化事業 (協議会設置等) | ○ 都道府県単位で協議会を設置し、人材確保等に向けた取組の計画立案を行うとともに、検討した施策を実現するため、関係機関・団体との連携・協働の推進を図る | |
| | | 2 | 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業 | ○ 都道府県による、介護人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度の運営(事業の運営(評価基準の設計、実際の評価事務)、事業の周知) | |
| 参入促進 | | | | | |
| | 介護人材の「すそ野の拡大」 | 3 | 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業 | ○ 地域の介護事業者団体の業種横断連合(コンソーシアム)が行う、地域住民に対する新たな「介護ブランド」の情報発信 ○ 介護事業者や介護養成施設による、小中学校・高校等へ訪問し又は地域の生徒等を集めて行うイントロダクション的な研修 ○ 介護事業所の職員が介護技術を発表し、競うコンテストの開催 ○ 介護体験をメインとした地域住民へのセミナー等のイベント ○ 家族介護者の会の主催による介護に係る情報交換や介護体験イベント ○ 地域住民への介護に係る基礎的な研修(介護福祉士養成施設や福祉系高校のプレゼンス向上、地域住民の地域包括ケアへの参画を推進) ○ 学生が作成するフリーペーパー、主婦層が作成するミニコミ紙等の周知・広報 ○ 地域の商店街等が主催する若者、介護職員、高齢者との交流活動 ○ 地域住民への権利擁護人材(市民後見人等)の必要性や役割に関する説明会等 | |
| | | 4 | 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業 | ○ 介護事業所に小中学生、高校生、大学生を招いて行う職場体験事業 ○ NPO等が行う介護ボランティア事業への主婦、高齢者等の参加促進 | |
| | | 5 | 助け合いによる生活支援の担い手の養成事業 | ○ 新しい総合事業において、基準を緩和した訪問型サービスの従事者養成研修 ○ 広域的な移動(輸送)サービス従事者養成研修…福祉車両の特性、乗降時の介助等 ○ 広域的な配食サービスの調理・配送に係る従事者養成研修 | |
| | | 参入促進のための研修支援 | 6 | 介護福祉士養成課程に係る介護実習支援事業 | ○ 介護福祉士養成施設の学生の介護実習受け入れに係る経費の支援 ※受け入れた学生が介護分野に就職した場合に限る |
| | | | 7 | 介護未経験者に対する研修支援事業 | ○ 中途採用による初任段階の介護職員(介護関係の資格等を有しない者)を、介護職員初任者研修を受講させた場合に当該経費を支援 |
| | 地域のマッチング機能強化 | 8 | 多様な人材層(若者・女性・高齢者)に応じたマッチング機能強化事業 | ○ 都道府県福祉人材センター等への求職者に対する合同就職説明会の実施 ○ キャリア支援専門員(仮称)による相談、的確な求人情報の提供、入職後のフォローアップ相談の実施 ○ 過疎地域等での合同就職説明会の実施によるUターン、Iターン、Jターンの促進。 ○ 過疎地等での体験就労のための旅費・就職支度金(敷金・礼金相当)の支援 | |

地域医療介護総合確保基金 介護人材確保対策事業メニュー表

| 大項目 | 中項目 | No. | 小項目 | 事業内容(例) |
|-------|--------------|-----|-----------------------------|--|
| 資質の向上 | | | | |
| | キャリアアップ研修の支援 | 9 | 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 中堅職員(経験年数3~5年程度)向けのチームリーダーとして必要となるマネジメント研修に係る経費の支援 ○ 喀痰吸引等研修・認知症ケアに携わる介護従事者の研修・サービス提供責任者研修に係る経費の支援 ○ 主としてOJTによる人材育成が困難な小規模事業者の介護職員に対する介護技術等の再確認等のための研修 ○ 各事業所におけるキャリアパスの的確な運用を図るための研修経費の支援 ○ 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築支援 <p>.....</p> <p>(介護キャリア段位普及促進に係るアセッサー講習受講支援事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護キャリア段位制度におけるアセッサー講習を受講させるために事業所が負担した受講料に対する支援 <p>.....</p> <p>(介護支援専門員資質向上事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資質向上に資する介護支援専門員を対象とした研修(実務従事者基礎研修、専門(更新)研修)の実施に要する経費の支援 ○ 地域の経験豊かな主任介護支援専門員が同行して、小規模事業所の初任段階の介護支援専門員に対して、実地で指導・支援を行う研修 ○ ケアプラン点検に主任介護支援専門員が同行することで、指導・点検を受ける介護支援専門員の資質向上と、指導・点検を行う主任介護支援専門員の指導力向上を図る |
| | 研修代替要員の確保支援 | 10 | 各種研修に係る代替要員の確保対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 現任職員が各種研修(※)を受講している期間における代替職員の確保に要する経費の支援 <p>※介護職員実務者研修、介護職員初任者研修、喀痰吸引等研修、認知症ケアに携わる介護従事者の研修</p> |
| | 潜在有資格者の再就業促進 | 11 | 潜在介護福祉士の再就業促進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 潜在介護福祉士の介護分野への再就業が円滑に進むよう、介護サービスの知識や技術等を再認識するための研修 ○ 潜在介護福祉士の介護現場から離れていたことへの不安感を払拭すること等を目的とした職場体験 ○ これら研修や職場体験を円滑に行うため、離職した介護福祉士の届出による所在等の把握する事業 |

地域医療介護総合確保基金 介護人材確保対策事業メニュー表

| 大項目 | 中項目 | No. | 小項目 | 事業内容(例) |
|------------|----------------------------|-----|------------------------------|---|
| 資質の向上 | 地域包括ケア構築 ための広域的人材 養成 | 12 | 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護サービス事業所の管理者等に対する、必要な知識や技術を修得するための研修 ○ かかりつけ医が適切な認知症診断の知識・技術等を習得し、かかりつけ医への助言その他の支援を行う認知症サポート医を養成するなどの研修 ○ 初期集中支援チーム員に対する、必要な知識や技術を習得するための研修 ○ 認知症地域支援推進員に対する、必要な知識や技術を習得するための研修 |
| | | 13 | 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センター機能強化推進事業 ○ 生活支援コーディネーター養成研修 |
| | | 14 | 権利擁護人材育成事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度の利用に至る前の段階で、介護サービスの利用援助等の支援を行う「生活支援員」及び成年後見制度の下で、身上監護等の支援を行う「市民後見人」の養成研修等 ○ 権利擁護人材の資質向上のための支援体制の構築 |
| | | 15 | 介護予防の推進に資するOT、PT、ST指導者育成事業 | ○介護予防の推進に資する指導者を育成するため、都道府県リハビリテーション関連団体が、OT、PT、STに対して実施する研修 |
| 労働環境・処遇の改善 | | | | |
| 資質の向上 | 人材育成力の強化 | 16 | 新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業 | ○ 新人職員に対するプリセプターシップ・エルダー・メンターシップ・チューター制度などを整備しようとする事業者に対する当該制度構築のための研修 |
| | 勤務環境改善支援 | 17 | 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 管理者・介護職員に対する労働関係法規、休暇・休職制度や各種助成制度の理解による雇用管理改善の取組み促進のための合同説明会 ○ 女性が働きやすい職場づくりのための相談やコンサルティング経費の支援 ○ ICTを活用したベストプラクティス普及のための合同説明会 ○ キャリア支援専門員が介護事業所へ個別訪問し、管理者に対する労働関係法令の理解促進や人事マネジメントの構築のための相談・指導 <p>(介護ロボット導入支援事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護施設等の実情に応じて策定する介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の実現のために使用される介護ロボットであって、先駆的な取り組みにより介護従事者が要介護者等に提供する介護業務の負担軽減や効率化に資する介護ロボットについての導入経費の支援 |
| | 子育て支援 | 18 | 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業 | ○ 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の対象とならない事業場内保育施設への運営費の支援 |

○ 道における介護人材確保対策事業メニュー表（案）

別記

| A 大項目 | B 中項目 | C No. | D 小項目 | E 担当課グループ名 | F H26 事業内容 | | | H H27 経費予定 | J H27 実施検討事業 | | |
|----------------|-------------------------------|----------|------------------------------------|-------------------------------|--|---|-----|-------------------|--|---|---|
| | | | | | 事業名 | 事業概要 | 事業名 | | 事業概要 | | |
| 基礎整備 | 基礎整備 | 1 | 介護人材確保対策連携強化事業（協議会設置等） | 介護福祉基礎G | | | | 福祉・介護の人材確保対策推進協議会 | 北海道が、関係行政機関、関係団体（事業者・産地・養成施設・教育等）で構成する協議会を設置し、人材確保等に向けた取組を検討 | | |
| | | 2 | 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業 | 介護福祉基礎G | | | | 未定 | 上記協議会において、認証評価制度の導入等を検討（制度の実施は平成28年度以降を想定） | | |
| 参入促進 | 介護人材の「すそ野の拡大」 | 3 | 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業 | 介護福祉基礎G | 福祉・介護人材確保総合対策事業（次世代の担い手育成推進事業） | 学校に福祉・介護に関する有識者をアドバイザーとして派遣し、体験学習等の授業を実施 | ○ | | | | |
| | | | | | 福祉・介護人材確保総合対策事業（福祉のしごと魅力アップ事業） | 養成施設等が行う若年層や地域住民への普及啓発、イメージアップ等を図るための事業への補助 | ○ | | | | |
| | | | | | | | | | | 福祉・介護人材確保普及啓発事業 | 高齢者や主婦層等を対象に、福祉・介護の理解促進イベントや職場見学会等を実施 |
| | | 4 | 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業 | 介護福祉基礎G | 福祉・介護人材確保総合対策事業（福祉のしごと魅力アップ事業） | 養成施設等が行う若年層や地域住民への普及啓発、イメージアップ等を図るための事業への補助 | ○ | | | | |
| | | 6 | 助け合いによる生活支援の担い手の養成事業 | 高齢介護運営G | | | | | 生活支援サービス等担い手養成事業 | サービスの担い手として必要な知識や地域における助け合い活動の展開方法等に関する研修会の実施 | |
| | | 6 | 介護福祉士養成課程に係る介護実習支援事業 | 介護福祉基礎G | | | | | | | |
| 参入促進のための研修支援 | | 7 | 介護未経験者に対する研修支援事業 | 介護福祉基礎G | 福祉・介護人材確保推進事業 | 就業希望者を、事業所等で働きながら知識・技能を習得することのできる有期雇用契約労働者として雇用し、継続就労を支援 | ○ | | | | |
| | | 8 | 多様な介護人材層（若者・女性・高齢者）に応じたマッチング機能強化事業 | 介護福祉基礎G | 福祉人材センター運営費（福祉・介護人材マッチング機能強化事業） | 福祉人材センター・バンクに専門員を配置し、職場開拓や施設などへの指導助言を行うほか、ハローワークと連携し、円滑な就労・定着を支援 | ○ | | | | |
| 地域のマッチング機能強化 | | 8 | 多様な介護人材層（若者・女性・高齢者）に応じたマッチング機能強化事業 | 介護福祉基礎G | 福祉人材センター運営費 | 福祉人材センター・バンクに専門員を配置し、職場開拓や施設などへの指導助言を行うほか、ハローワークと連携し、円滑な就労・定着を支援 | ○ | | | | |
| | | | | | 福祉・介護人材確保総合対策事業（キャリアパス支援研修事業） | 福祉・介護従事者を対象に、スキルアップ研修やキャリアパスを見据えた研修等の実施を支援 | ○ | | | | |
| | | | | | 介護職員等のたんの吸引等研修事業費 | 特別養護老人ホーム及び障害者施設や在宅等において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことのできる介護職員等を養成するための研修を実施 | ○ | | | | |
| | | | | | | | | | | 介護関係職員医療連携支援事業 | 介護関係職員が医療に関する知識を深め、ケアの質の向上及び医療との連携を推進するため、医療専門職を講師とした自主的な学習会開催を支援 |
| | | | | | | | | | | | |
| キャリアアップ研修の支援 | 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業 | 9 | 介護人材キャリアアップ研修支援事業 | 介護福祉基礎G | 社会福祉関係職員等研修事業 | 介護職員を対象とした新任研修や専門研修など、社会福祉従事者を対象に業務遂行上必要な研修を実施 | ○ | | | | |
| | | | | 福祉・介護人材確保総合対策事業（キャリアパス支援研修事業） | 福祉・介護従事者を対象に、スキルアップ研修やキャリアパスを見据えた研修等の実施を支援 | ○ | | | | | |
| | | | | 高齢介護運営G | 介護職員等のたんの吸引等研修事業費 | 特別養護老人ホーム及び障害者施設や在宅等において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことのできる介護職員等を養成するための研修を実施 | ○ | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 介護キャリアアップ研修の支援 | (介護キャリアアップ研修に係るアセッサー講習受講支援事業) | | | 介護福祉基礎G | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 介護支援専門員資質向上事業 | (介護支援専門員資質向上事業) | | | 高齢介護運営G | 介護支援専門員資質向上事業費（介護支援専門員実務従事者基礎研修） | 実務従事者として必要な技術・技能の研修を認るため就業後1年未満の介護支援専門員に対して研修を実施 | ○ | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 研修代替要員の確保支援 | 各種研修に係る代替要員の確保対策事業 | 10 | 各種研修に係る代替要員の確保対策事業 | 介護福祉基礎G | 福祉・介護人材確保総合対策事業（実務者研修支援事業） | 現任職員に実務者研修を受講させる際に雇用する代替要員の人件費等の一部を補助 | ○ | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

| A 大項目 | B 中項目 | C No. | D 小項目 | E 担当課 グループ名 | G H26 事業内容 | | | H H27 実施検討事業 | | |
|----------|----------------------------|----------|---|-------------------|--|--|-------------|-----------------|---|---|
| | | | | | F 事業名 | 事業概要 | H27 総括予定 | 事業名 | 事業概要 | |
| 質の向上 | 潜在有資格者の再就業促進 | 11 | 潜在介護福祉士の再就業促進事業 | 環境 福祉基盤G | 福祉・介護人材確保総合対策事業 (職場体験事業) | 福祉・介護分野への就業希望者に対して、実際に職場を体験する機会を提供 | | ○ | | |
| | | | | | 福祉人材センター運営費 (福祉・介護人材マッチング機能強化事業) | 潜在介護福祉士の再就業を支援する講習会の開催 | | ○ | | |
| | 地域包括ケア構築のための広域的人材育成 | 12 | 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業 | 高齢 計画推進G | 認知症対策等総合支援事業費 (開設者・管理者・計画作成担当者・介護指導者等 研修) | 介護サービス事業所の管理者等に対して、必要な知識や技術などを習得するための研修を実施 | | ○ | | |
| | | | | | 認知症対策等総合支援事業費 (認知症地域医療支援事業) | かかりつけ医及び病院勤務の医療従事者が適切な認知症診断の知識・技術等を習得するとともに、かかりつけ医への助言その他の支援を行う認知症サポート医を養成 | | ○ | | |
| | | | | | | | | | 認知症対策等総合支援事業費 (初期集中支援チーム員・認知症地域支援推進員) 研修 | 認知症初期集中支援チーム員及び認知症地域支援推進員に対して、必要な知識や技術を習得するための研修の実施 |
| | 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・質向上事業 | 13 | 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・質向上事業 | 高齢 介護運営G | 地域包括ケア重点推進事業費 (地域包括支援センター等機能強化事業) | 道が広域的な支援として、センター職員の高質向上を図るための研修を実施 | | ○ | | |
| | | | | | 地域包括ケア重点推進事業費 (住民参加型高齢者支援等推進事業) | 地域づくりガイドブックに基づき、住民説明会や住民等意見交換会を開催する市町村を支援 | | | | |
| | | | | | | | | | 住民主体型介護予防・生活支援サービス等充実支援事業 | 市町村の「生活支援コーディネーターの配置」や「協働体の設置」等の取組を研修等により支援 |
| | | | | | | | | | | |
| | 権利擁護人材育成事業 | 14 | 権利擁護人材育成事業 | 高齢 計画推進G | 地域包括ケア重点推進事業費 (市民後見人養成等推進事業) | 市町村と共催で、身上監護等の支援を行う「市民後見人」の養成研修を実施するとともに、市町村の取組への助言等による支援 | | | | |
| | | | | | | | | | 権利擁護人材育成事業 | 介護サービスの利用援助等の支援を行う「生活支援員」及び身上監護等の支援を行う「市民後見人」の養成研修の実施など、権利擁護活動を安定的かつ適正に実施するための支援体制の構築などに係る市町村の取組を支援 |
| | | | | | | | | | 地域包括ケア重点推進事業費 (介護相談員養成研修事業) | 介護相談員派遣事業（市町村実施事業）において、介護サービスの提供の場を訪問サービス利用者などの相談に応じる介護相談員の養成研修を実施 |
| | | 15 | 介護予防の推進に資するOT、PT、ST指導者育成事業 | 高齢 介護運営G | | | | | 地域リハビリテーション指導者養成等事業 | リハビリテーション専門職等が、市町村の地域ケア会議や介護予防等事業の指導に関する知識を習得できるよう、研修等により支援 |
| | 処遇改善の環境整備 | 16 | 新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業 | 環境 福祉基盤G | | | | | | |
| | | 17 | 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業 (介護ロボット導入支援事業) | 環境 福祉基盤G | | | | | 福祉・介護人材定着支援事業 | 事業所等の管理者に対して、専門員による経営や労務管理の助言等を行ったり、人材確保に向けた研修を実施 |
| 18 | | | 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業 | 環境 福祉基盤G | | | | | | |